

9 諸規定

改正

昭和36年3月28日 条例第8号
昭和36年6月29日 条例第27号
昭和37年3月30日 条例第14号
昭和37年6月30日 条例第21号
昭和37年9月24日 条例第25号
昭和38年3月20日 条例第7号
昭和38年12月26日 条例第42号
昭和40年3月31日 条例第12号
昭和46年3月20日 条例第11号
昭和48年3月31日 条例第8号
昭和49年3月30日 条例第17号
昭和51年1月8日 条例第1号
昭和51年3月31日 条例第18号
昭和52年3月24日 条例第6号
昭和53年3月20日 条例第3号
昭和53年7月18日 条例第23号
昭和53年12月23日 条例第35号
昭和54年3月31日 条例第5号
昭和55年3月31日 条例第6号
昭和57年3月26日 条例第6号
昭和58年1月5日 条例第6号
昭和58年3月29日 条例第16号
昭和58年7月19日 条例第33号
昭和59年10月1日 条例第22号
昭和61年10月1日 条例第24号
平成元年3月31日 条例第12号
平成4年9月30日 条例第20号
平成6年9月30日 条例第24号
平成9年3月31日 条例第13号
平成9年9月29日 条例第22号
平成11年3月30日 条例第6号
平成12年3月29日 条例第13号
平成14年3月27日 条例第4号
平成14年9月27日 条例第30号
平成15年3月27日 条例第18号
平成15年12月24日 条例第56号
平成18年9月29日 条例第31号
平成20年3月31日 条例第16号
平成20年12月19日 条例第40号
平成21年9月30日 条例第26号
平成23年3月31日 条例第13号
平成24年3月14日 条例第9号
平成26年12月12日 条例第31号
平成30年3月12日 条例第11号
令和2年5月1日 条例第19号
令和3年3月18日 条例第5号
令和3年12月14日 条例第23号
令和5年3月16日 条例第11号
令和6年9月20日 条例第34号

府中市国民健康保険条例

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条）
- 第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条・第4条の2）
- 第4章 保険給付（第5条—第8条）
- 第5章 保健事業（第9条・第10条）
- 第6章 国民健康保険税（第11条）

第7章 雑則（第12条—第14条）

第8章 罰則（第15条—第18条）

附則

第1章 市が行う国民健康保険の事務

（市が行う国民健康保険の事務）

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び委員の定数）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する協議会の名称は府中市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、その委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1）被保険者を代表する委員 4人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- （3）公益を代表する委員 4人
- （4）被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章 被保険者

（被保険者の責務）

第4条 被保険者は、積極的に健康診査を受診する等第9条に定める保健事業に参加し、自身の健康増進に努めなければならない。

（被保険者としなない者）

第4条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としなない。

第4章 保険給付

（一部負担金）

第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- （1）6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であつて70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- （2）6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- （3）70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2
- （4）法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

（出産育児一時金）

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第8条 削除

第5章 保健事業

（保健事業）

第9条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業をする。

- （1）健康教育
- （2）健康相談

- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第10条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第6章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第11条 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第7章 雑則

第12条 削除

(延滞金)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促をした場合においては、府中市税条例（昭和29年府中市条例第28号）の例（督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間を除くものとする。）により延滞金を徴収するものとする。

(規則への委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、国民健康保険に関して必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第15条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第16条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第17条 市は、偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第18条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

- 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないうとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則（昭和36年3月28日条例第8号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年 6 月29日 条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和37年 3 月30日 条例第14号）

この条例は、昭和37年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和37年 6 月30日 条例第21号）

- 1 この条例は、昭和37年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条の改正規定は、この条例施行の日の属する月の育児期間から適用する。

附 則（昭和37年 9 月24日 条例第25号）

この条例は、昭和37年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和38年 3 月20日 条例第 7 号）

この条例は、昭和38年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和38年12月26日 条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年 8 月 1 日から適用する。

附 則（昭和40年 3 月31日 条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条及び第 8 条の 2 の改正規定は、昭和41年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年 3 月20日 条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。
（昭和46年度の特例）
- 2 昭和46年 4 月 1 日から昭和47年 3 月31日までの間に出産した被保険者に対して支給する助産費の額については、この条例による改正後の府中市国民健康保険条例第 6 条中「1 万円」とあるのは「6 千円」と読み替えて適用する。

附 則（昭和48年 3 月31日 条例第 8 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和48年 3 月31日までの出産児に対する育児手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年 3 月30日 条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（助産費、葬祭費に関する規定の適用）
- 2 改正後のこの条例（以下「新条例」という。）の第 6 条及び第 7 条の規定は、昭和49年 4 月 1 日以降の出産又は死亡があったときから適用し、同日前の助産費及び葬祭費の支給については、なお従前の例による。
（高額療養費に関する規定の適用）
- 3 新条例第 8 条の 3 の規定は、昭和49年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る費用から適用する。

附 則（昭和51年 1 月 8 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月 1 日から適用する。

附 則（昭和51年 3 月31日 条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 6 条の規定は、昭和51年 4 月 1 日以降の出産に係る助産費について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年 3 月24日 条例第 6 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 7 条及び第 8 条の規定は、昭和52年 4 月 1 日以降の死亡又は出産に係る育児について適用し、同日前の死亡による葬祭費及び出産に係る育児手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年 3 月20日 条例第 3 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 6 条の規定は、昭和53年 4 月 1 日以降の出産に係る助産費について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年 7 月18日 条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 6 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日から 6 月を経過した日以降の出産から適用する。

附 則（昭和53年12月23日 条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月31日 条例第 5 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 7 条及び第 8 条の規定は、昭和54年 4 月 1 日以降の死亡又は出

産に係る育児について適用し、同日前の死亡による葬祭費及び出産に係る育児手当金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月31日条例第6号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、同年12月1日から施行する。
- 2 改正後の府中市国民健康保険条例第6条の規定は、昭和55年12月1日以後の出産に係る助産費について適用し、同日前の出産に係る助産費については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月26日条例第6号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月5日条例第6号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第15条及び第16条の規定は、昭和58年2月1日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月29日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 改正後の府中市国民健康保険条例第6条の規定は、昭和58年4月1日以後の出産に係る助産費について適用し、同日前の出産に係る助産費については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年7月19日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月1日条例第22号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年10月1日条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（第4号を除く。）は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険条例第4条の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成元年3月31日条例第12号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第6条第1項の助産費の金額の規定は、平成2年3月1日以後の出産に係る助産費について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成4年9月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日条例第24号）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第5章の章名の改正規定、第9条の見出しの改正規定及び第10条の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。）は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の育児に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の府中市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給について適用し、施行日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月29日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険条例第6条（中略）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月30日条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第7条の規定は、施行日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給について適用し、施行日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

附 則（平成14年9月27日条例第30号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月24日条例第56号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係るこの条例による改正前の府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係るこの条例による改正前の府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月30日条例第26号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月14日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係るこの条例による改正前の府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月12日条例第11号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附 則（令和3年3月18日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

附 則（令和3年12月14日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産に係る府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月16日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月20日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正

昭和37年10月27日規則第21号
昭和40年9月22日規則第27号
昭和42年3月15日規則第2号
昭和49年3月30日規則第5号
昭和51年1月8日規則第3号
昭和59年7月10日規則第16号
平成8年4月1日規則第12号
平成10年4月1日規則第13号
平成12年3月29日規則第12号
平成15年12月25日規則第56号
平成18年9月15日規則第36号
平成20年12月25日規則第29号
平成22年12月27日規則第49号
平成24年3月14日規則第12号
平成26年3月31日規則第9号
平成26年12月12日規則第44号
平成27年12月11日規則第40号
平成28年3月15日規則第19号
平成30年3月12日規則第3号
平成31年3月19日規則第1号
令和2年5月1日規則第19号
令和2年9月1日規則第21号
令和2年12月1日規則第24号
令和3年3月1日規則第2号
令和3年6月1日規則第16号
令和3年8月31日規則第22号
令和3年11月25日規則第28号
令和4年2月24日規則第2号
令和4年5月24日規則第21号
令和4年9月20日規則第25号
令和4年12月12日規則第30号
令和5年3月24日規則第1号
令和5年3月24日規則第2号
令和6年11月29日規則第25号

府中市国民健康保険条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市が行う国民健康保険の事務は、法令及び府中市国民健康保険条例（昭和34年府中市条例第18号。以下「条例」という。）並びに別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(会長の任務)

第2条 会長は、府中市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を代表し、会務を総理する。

(招集)

第3条 市長は、市町村が行う国民健康保険事業の運営に関する重要事項の決定を行うため必要と認めるときは、協議会を招集する。

(議事)

第4条 会議は、会長が議長となってこれを運営する。

(定足数)

第5条 会議は、委員定数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議案の説明、採決及び会議録の記載)

第6条 議案の説明、採決の方法及び会議録の記載については、府中市議会会議規則（昭和46年6月21日議決）を準用する。

(答申)

第7条 会長は、市長の諮問事項について、審議議決を終わったときは、5日以内に市長に答申しなければならない。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部市民課において処理する。

第3章 被保険者

(資格確認書の再交付)

第9条 資格確認書を失ったために再交付を受けようとする者は、その事実を国民健康保険被保険者異動届に記載して市長に提出しなければならない。

(資格情報通知書の再通知)

第9条の2 資格情報通知書を失ったために再通知を受けようとする者は、その事実を国民健康保険被保険者異動届に記載して市長に提出しなければならない。

(再交付するときの番号)

第10条 資格確認書の再交付又は資格情報通知書により再通知する場合においては、その資格確認書又は資格情報通知書(以下「資格確認書等」という。)の番号は、失った資格確認書等の番号と同一の記号番号とする。

2 前項の資格確認書等には、資格確認書等の余白部分に再交付の表示をするものとする。

(資格確認書の検認又は更新)

第11条 市長は、資格確認書の検認又は更新を行う。

2 市長は、前項の検認又は更新をしようとするときは、その日時、場所その他必要な事項をその検認又は更新を実施する10日前までに公告する。

(資格確認書の返還ができない場合の届出)

第12条 被保険者の属する世帯のすべての被保険者がその資格を喪失した場合において、資格確認書を返還することができないときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)は、返還することができない理由を国民健康保険被保険者異動届に記載して提出しなければならない。

(無効の告示)

第13条 第9条及び前条の規定による届出があったときは、市長は速やかに喪失した資格確認書の無効の告示をするものとする。

第4章 保険給付及び保健事業

(移送費の支給申請)

第14条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第54条の4第1項の規定による給付を受けようとするときは、国民健康保険移送費支給申請書(別記様式第1号)に、関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(第三者の行為により療養の給付を受ける場合の届出)

第15条 療養の給付を受ける疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、世帯主は、その事実、第三者の住所及び名前並びに疾病又は負傷の状況を、その事実が発生した日から10日以内に第三者行為による被害届により届け出なければならない。

(差額支給の申請)

第16条 法第56条第2項の規定により差額支給を受けようとする者は、療養費の支給の例に準じて支給申請書を提出しなければならない。

(一部負担金の減免及び徴収猶予)

第17条 法第44条第1項の規定により法第36条第1項第1号から第5号までに定める給付に係る一部負担金の減額又は免除若しくは徴収の猶予を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出し、承認書の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による承認書の交付を受けたものが療養取扱機関について療養の給付を受けようとする場合は、法第36条第3項に規定する被保険者であることの確認を受け、当該承認書を提出しなければならない。

(出産育児一時金)

第18条 条例第6条の規定による出産育児一時金の給付を受けようとする者は、出産育児一時金支給申請書(別記様式第2号)に、その事実を証明する書類及び資格確認書等を添えて申請しなければならない。

2 条例第6条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1万2,000円を加算する。

(葬祭費の支給申請)

第19条 条例第7条の規定による葬祭費の給付を受けようとする者は、葬祭費支給申請書(別記様式第3号)に、その事実を証明する書類及び資格確認書等を添えて申請しなければならない。

第20条及び第21条 削除

(申請期日等)

第22条 第16条から第18条までの支給申請は、その事実の生じた日後速やかに行わなければならない。

(保健事業)

第23条 市は、被保険者の生活実態に即した衛生思想の普及、疾病予防及びその早期発見を図るため必要と認める保健事業については、衛生行政と競合する事項は、調整を保ちながら計画を策定

するものとする。

- 2 被保険者は、条例第9条に規定する特定健康診査等を毎年度1回受診するよう努めるものとする。

第5章 雑則

(過料)

第24条 条例第15条から第17条までの規定による過料を科するときは、過料決定書に納付書を添えて交付する。

(会計)

第25条 市が行う国民健康保険の事務に関する特別会計の事務処理については、この規則又は別に定めるもののほか、府中市予算の編成及び執行に関する規則（平成28年府中市規則第6号）、府中市会計規則（平成28年府中市規則第7号）、府中市契約規則（平成28年府中市規則第8号）、府中市財産管理規則（平成28年府中市規則第9号）及び府中市物品管理規則（平成28年府中市規則第10号）に規定するところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(関係規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は廃止する。ただし、これらの規定によってなされた行為のうち、この規則に対応する事項については、この規則のそれぞれの規定によってなされたものとみなす。
 - (1) 府中市国民健康保険運営協議会規程（昭和30年府中市規則第11号）
 - (2) 府中市国民健康保険給付規程（昭和30年府中市規則第12号）
 - (3) 府中市国民健康保険保健施設規程（昭和30年府中市規則第14号）
 - (4) 府中市国民健康保険一部負担金徴収規程（昭和30年府中市規則第13号）
 - (5) 府中市国民健康保険関係文書取扱規程（昭和30年府中市規則第15号）
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給)
- 3 条例附則第2条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、附則別記様式による傷病手当金支給申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年府中市条例第19号）附則に規定する規則で定める日は、令和5年5月7日とする。ただし、入院の継続等により労務に服することができないと市が認める場合には、傷病手当金の支給を始めた日から起算して1年6月を超えない範囲の期間で、支給を延長することができる。

附則別記様式

附 則（昭和37年10月27日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年9月22日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式については、当分の間従来の様式に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（昭和42年3月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年1月8日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和59年7月10日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第12号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月25日規則第56号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日規則第36号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日規則第29号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月27日規則第49号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月12日規則第44号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月11日規則第40号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月12日規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日規則第1号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年9月1日規則第21号)

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日規則第24号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日規則第2号)

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日規則第16号)

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月31日規則第22号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月25日規則第28号)

この規則中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月24日規則第2号)

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月24日規則第21号)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月20日規則第25号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月12日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に国民健康保険条例施行規則（昭和36年府中市規則第2号）の規定により交付されている被保険者証及び被保険者資格証明書の取扱いについては、有効期間（当該有効期限の末日が令和7年12月2日以後であるときは、同月1日までの間）が経過するまでの間に限り、なお従前の例によるものとする。ただし、当該保険者が電子資格確認を受けることができる状況にある場合又は資格確認書の交付を受けている場合は、この限りでない。（様式に係る経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙で、現に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- ・別記様式第1号（第14条関係）
- ・別記様式第2号（第18条関係）
- ・別記様式第3号（第19条関係）

改正

昭和31年7月1日 条例第12号
昭和31年9月12日 条例第19号
昭和32年8月23日 条例第23号
昭和34年3月30日 条例第15号
昭和35年3月31日 条例第10号
昭和35年9月28日 条例第22号
昭和36年3月23日 条例第6号
昭和36年12月25日 条例第43号
昭和38年12月26日 条例第41号
昭和40年3月31日 条例第10号
昭和40年7月3日 条例第23号
昭和41年6月8日 条例第11号
昭和41年10月1日 条例第15号
昭和42年6月1日 条例第6号
昭和43年3月30日 条例第17号
昭和43年5月22日 条例第23号
昭和44年5月20日 条例第19号
昭和45年5月27日 条例第11号
昭和46年3月31日 条例第12号
昭和46年4月9日 条例第17号
昭和47年4月1日 条例第7号
昭和47年4月10日 条例第18号
昭和48年5月22日 条例第12号
昭和49年3月30日 条例第10号
昭和49年4月1日 条例第22号
昭和50年4月1日 条例第26号
昭和50年4月1日 条例第35号
昭和51年3月31日 条例第17号
昭和51年4月1日 条例第30号
昭和52年3月24日 条例第7号
昭和52年3月31日 条例第15号
昭和53年4月1日 条例第17号
昭和54年3月31日 条例第6号
昭和54年3月31日 条例第14号
昭和55年3月31日 条例第12号
昭和55年4月1日 条例第19号
昭和56年4月1日 条例第16号
昭和56年4月1日 条例第19号
昭和57年3月26日 条例第3号
昭和57年7月1日 条例第22号
昭和58年4月1日 条例第22号
昭和59年3月31日 条例第13号
昭和59年6月30日 条例第15号
昭和60年3月30日 条例第4号
昭和60年3月30日 条例第11号
昭和61年6月28日 条例第15号
昭和62年3月31日 条例第6号
昭和62年12月24日 条例第22号
昭和63年7月4日 条例第9号
平成元年3月31日 条例第10号
平成元年5月27日 条例第18号
平成2年3月29日 条例第5号
平成2年12月27日 条例第22号
平成3年5月7日 条例第17号
平成3年12月25日 条例第25号
平成4年4月23日 条例第15号

平成4年12月24日 条例第24号
平成5年4月26日 条例第14号
平成5年12月22日 条例第21号
平成6年3月29日 条例第9号
平成6年3月31日 条例第13号
平成6年12月22日 条例第34号
平成7年3月31日 条例第7号
平成8年6月27日 条例第13号
平成9年4月30日 条例第18号
平成9年12月25日 条例第29号
平成10年3月30日 条例第4号
平成10年3月31日 条例第15号
平成10年6月24日 条例第21号
平成11年6月23日 条例第15号
平成12年3月29日 条例第12号
平成12年3月31日 条例第24号
平成12年6月22日 条例第29号
平成13年3月30日 条例第15号
平成13年6月25日 条例第20号
平成14年3月27日 条例第2号
平成14年9月27日 条例第31号
平成15年3月31日 条例第26号
平成15年6月27日 条例第28号
平成15年6月27日 条例第29号
平成16年3月31日 条例第50号
平成16年6月28日 条例第61号
平成18年3月31日 条例第19号
平成19年6月25日 条例第22号
平成20年3月31日 条例第17号
平成20年9月26日 条例第34号
平成21年3月30日 条例第10号
平成21年3月31日 条例第20号
平成22年3月31日 条例第16号
平成23年3月17日 条例第8号
平成23年3月31日 条例第14号
平成24年3月14日 条例第10号
平成24年3月31日 条例第22号
平成25年3月19日 条例第11号
平成25年3月31日 条例第16号
平成25年9月17日 条例第23号
平成26年3月31日 条例第16号
平成27年3月17日 条例第9号
平成27年3月31日 条例第27号
平成28年3月31日 条例第21号
平成28年12月16日 条例第38号
平成29年3月31日 条例第14号
平成30年3月12日 条例第12号
平成30年3月31日 条例第22号
平成31年3月29日 条例第24号
令和2年3月18日 条例第10号
令和2年3月31日 条例第18号
令和2年12月15日 条例第36号
令和3年3月18日 条例第6号
令和4年3月22日 条例第10号
令和4年3月31日 条例第17号
令和5年3月31日 条例第19号
令和5年6月27日 条例第22号
令和5年12月19日 条例第36号
令和6年3月18日 条例第19号

令和6年3月30日条例第28号
令和7年3月21日条例第13号
令和7年3月31日条例第26号

府中市国民健康保険税条例

(納税義務者)

第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、広島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（広島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（広島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.31を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万5,612円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において

同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び同項において同じ。)以外の世帯 2万2,868円

(2) 特定世帯 1万1,434円

(3) 特定継続世帯 1万7,151円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.84を乗じて算定する。

第7条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2,015円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,715円

(2) 特定世帯 3,857円

(3) 特定継続世帯 5,786円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.31を乗じて算定する。

第9条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万1,819円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,728円とする。

(賦課期日)

第10条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときはその前日)の属する月の前月まで月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者

に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときはその前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときはその前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日としてみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

（特別徴収）

第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（特別徴収義務者の指定等）

第15条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第17条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）

第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9

月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間
(普通徴収税額への繰入)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第21条及び第22条 削除

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2万4,929円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万6,008円

(イ) 特定世帯 8,004円

(ウ) 特定継続世帯 1万2,006円

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 8,411円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,401円
(イ) 特定世帯 2,700円
(ウ) 特定継続世帯 4,051円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 8,274円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 4,010円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与と所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与と所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 1万7,806円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,434円
(イ) 特定世帯 5,717円
(ウ) 特定継続世帯 8,576円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 6,008円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,858円
(イ) 特定世帯 1,929円
(ウ) 特定継続世帯 2,893円
 - オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 5,910円
 - カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 2,864円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与と所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与と所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 7,123円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,574円
(イ) 特定世帯 2,287円
(ウ) 特定継続世帯 3,431円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 2,403円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,543円
(イ) 特定世帯 772円

(ウ) 特定継続世帯 1,158円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,364円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 1,146円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,342円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,903円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万4,245円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万7,806円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,802円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,004円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,806円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,008円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金

額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）及び」とする。

（国民健康保険税に関する申告）

第24条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（3）出産の予定日

（4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（5）その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）出産の予定日を明らかにすることができる書類

（2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

（3）出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

（国民健康保険税の納税通知書）

第25条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に規則で定める。

（国民健康保険税の納期限の延長）

第25条の2 市長は、国民健康保険税の納税者のうち、災害その他特別の事情があるものについて、特に必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によって、3月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。

（減免）

第25条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

（1）災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

（2）貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

（3）国民健康保険法第59条の規定に該当する者

（4）次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- (イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者
- (ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員
- (エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(5) 前4号に掲げる者のほか特別の理由がある者

2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証する書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住所及び名前
- (2) 年度、納期及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由

第26条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、市税条例に基づく市税の例による。

(府中市行政手続条例の適用除外)

第26条の2 府中市行政手続条例（平成14年府中市条例第2号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、府中市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 府中市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第27条 この条例施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和31年7月1日から施行する。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」

という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額

並びに特例適用利子等の額の合計額（「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（「とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（「とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（「とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則（昭和31年7月1日条例第12号）

- 1 この条例は、昭和31年7月1日から施行する。
2 府中市国民健康保険税条例（昭和31年府中市条例第6号）第2条の適用については、昭和31年度に限り7月1日から月割をもって算定した額による。

附 則（昭和31年9月12日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和32年8月23日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則（昭和34年3月30日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年度分の国民健康保険税から適用する。
2 昭和33年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和35年3月31日条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年度分の国民健康保険税から適用する。ただし、第13条の改正規定は、昭和35年1月1日から適用する。
2 昭和34年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和35年9月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、第8条の改正規定を除き昭和35年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和36年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和36年12月25日条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和36年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和38年12月26日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の国民健康保険税から適用する。ただし、第10条の改正規定は、昭和38年10月1日から適用する。

附 則（昭和40年3月31日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和40年4月1日から施行し、昭和40年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和39年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和40年7月3日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和39年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和41年6月8日条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和40年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和41年10月1日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和40年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和42年6月1日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和41年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年3月30日条例第17号）

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和42年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和43年5月22日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和43年度分の国民健康保険税から適用し、昭和42年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年5月20日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和44年度分の国民健康保険税から適用し、昭和43年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年5月27日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和45年度分の国民健康保険税から適用し、昭和44年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用）

- 3 新条例附則第2項及び第3項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法等の一部を改正する法律（昭和44年法律第16号）附則第15条又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第19条の規定により適用される法附則第34条又は第35条の規定の適用がある場合には、昭和45年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合において、新条例附則第2項中「昭和46年度から」とあるのは、「昭和45年度から」と読み替えるものとする。

附 則（昭和46年3月31日条例第12号）

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和45年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年4月9日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和46年度分の国民健康保険税から適用し、昭和45年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附則(昭和47年4月1日条例第7号)
- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和46年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。
附則(昭和47年4月10日条例第18号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和47年度分の国民健康保険税から適用し、昭和46年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附則(昭和48年5月22日条例第12号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和48年度分の国民健康保険税から適用し、昭和47年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附則(昭和49年3月30日条例第10号)
- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和48年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 昭和49年度分の国民健康保険税に限り、第4条中「当該年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えるものとする。
附則(昭和49年4月1日条例第22号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 次項に定めるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、昭和49年度分の国民健康保険税から適用し、昭和48年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
(みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用)
- 3 新条例附則第4項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法の一部を改正する法律(昭和49年法律第19号)附則第17条第1項の規定により適用される法附則第33条の2の適用がある場合には、昭和49年度分の国民健康保険税についても適用する。
この場合において、新条例附則第4項中「昭和50年度」とあるのは、「昭和49年度」とする。
附則(昭和50年4月1日条例第26号)
- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和49年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。
附則(昭和50年4月1日条例第35号)
(施行期日)
- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和50年度分の国民健康保険税から適用し、昭和49年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附則(昭和51年3月31日条例第17号)
- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和50年度分以前に課すべき国民健康保険税については、なお従前の例による。
附則(昭和51年4月1日条例第30号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和51年度分の国民健康保険税から適用し、昭和50年度分までに課すべき国民健康保険税については、なお従前の例による。
附則(昭和52年3月24日条例第7号)
- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和51年度分以前に課すべき国民健康保険税については、なお従前の例による。
附則(昭和52年3月31日条例第15号)
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和52年度分の国民健康保険税から適用し、昭和51年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (昭和53年4月1日条例第17号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和53年度分の国民健康保険税から適用し、昭和52年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (昭和54年3月31日条例第6号)
- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和53年度分以前に課すべき国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (昭和54年3月31日条例第14号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和54年度分の国民健康保険税から適用し、昭和53年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (昭和55年3月31日条例第12号)
(施行期日)
- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和55年度分の国民健康保険税から適用し、昭和54年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (昭和55年4月1日条例第19号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、府中市国民健康保険税条例附則第2項の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和55年度分の国民健康保険税から適用し、昭和54年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用)
- 3 新条例附則第2項の規定は、昭和56年度分の国民健康保険税から適用し、昭和55年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (昭和56年4月1日条例第16号)
(施行期日)
- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和56年度分の国民健康保険税から適用し、昭和55年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (昭和56年4月1日条例第19号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和56年度分の国民健康保険税から適用し、昭和55年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (昭和57年3月26日条例第3号)
この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
附 則 (昭和57年7月1日条例第22号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和57年度分以後の国民健康保険税について適用し、昭和56年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
附 則 (昭和58年4月1日条例第22号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条、第8条第1項及び第9条の規定は、昭和58年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和57年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、昭和57年度分の国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則 (昭和59年3月31日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条、第8条第2項、第4項及び第6項並びに第9条の規定は、昭和59年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和58年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定により、読み替えて適用される改正前の府中市国民健康保険税条例第9条の規定による昭和58年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年6月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和59年度分の国民健康保険税から適用し、昭和58年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和60年度分の国民健康保険税から適用し、昭和59年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月30日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第9条の規定は、昭和60年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和59年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の府中市国民健康保険税条例(以下「旧条例」という。)附則第6項の規定により、読み替えて適用される旧条例第3条の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。
- 4 旧条例附則第7項の規定により、読み替えて適用される旧条例第9条の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年6月28日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和61年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和60年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年3月31日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和62年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和61年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年12月24日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年7月4日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第2条及び第9条の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 新条例第9条の2の規定は、昭和64年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 改正前の府中市国民健康保険税条例附則第7項の規定により、読み替えて適用される同条例第9条の規定による昭和61年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日条例第10号）

改正

平成元年5月27日条例第18号

(施行期日)

- この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に1項を加える改正規定は、平成2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第3条、第5条及び第5条の2の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用)
- 新条例附則第5項の規定は、平成2年度分の国民健康保険税から適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成元年5月27日条例第18号）

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条及び第9条の規定並びに附則第2項の規定は、平成元年度分の国民健康保険税から適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成元年府中市条例第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成2年3月29日条例第5号）

(施行期日)

- この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成2年12月27日条例第22号）

(施行期日)

- この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成3年度分の国民健康保険税から適用し、平成2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成3年5月7日条例第17号）

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、平成3年度分の国民健康保険税から適用する。

- 平成2年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月25日条例第25号）

(施行期日)

- この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成4年度分の国民健康保険税から適用し、平成3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月23日条例第15号）

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする改正規定及び附則第3項の規定は、平成6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条及び第9条の規定は、平成4年度分の国民健康保険税について適用し、平成3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 改正前の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成5年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則 (平成4年12月24日条例第24号)

(施行期日)

- この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成5年度分の国民健康保険税から適用し、平成4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年4月26日条例第14号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成5年度分の国民健康保険税から適用し、平成4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年12月22日条例第21号)

(施行期日)

- この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成6年度分の国民健康保険税から適用し、平成5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月29日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日条例第13号)

(施行期日)

- この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例第9条の規定は、平成6年度分の国民健康保険税から適用し、平成5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月22日条例第34号)

(施行期日)

- この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成7年度分の国民健康保険税から適用し、平成6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条、第8条、第9条及び附則第2項から第6項(第4項を除く。)の規定は、平成7年度分の国民健康保険税から適用し、平成6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年6月27日条例第13号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成8年度分の国民健康保険税から適用し、平成7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年4月30日条例第18号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成9年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成8年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月25日条例第29号)

(施行期日)

- この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第11条の4の規定は、平成12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成10年3月30日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則第8項を削る改正規定は平成11年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の府中市国民健康保険税条例第10条の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 前項に定めるものを除き、平成10年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月24日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成11年6月23日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成11年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成10年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月29日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条及び第13条の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成12年6月22日条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の府中市国民健康保険税条例附則第7項の規定は、平成14年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月25日条例第20号）

(施行期日)

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日条例第19号)

(施行期日)

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第10項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月25日条例第22号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日条例第17号)

(施行期日)

- この条例中第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の施行の日(以下「法施行日」という。)又は平成20年4月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、法施行日が、平成20年4月1日と同日の場合は、この条例の第1条の規定によってまず改正され、次いで第2条の規定によって改正されるものとする。

(適用区分)

- 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月26日条例第34号)

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 次項に定めるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 新条例第19条の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する

(経過措置)

- 平成20年10月1日において、平成20年度分の国民健康保険税の納税義務者が健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第16条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新地方税法」という。)第706条第2項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(平成21年4月1日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他国民健康法施行令等の一部を改正する政令(平成19年政令第324号。以下「国民健康保険法施行令等改正令」という。)附則第3条第1項各号に規定する世帯主を除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)について、平成21年4月1日から同年9月30日までの間において新地方税法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付(次項において「特別徴収対象年金給付」という。)が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないことと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

- 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成20年度分の国民健康保険税額に相当する額として国民健康保険法施行令等改正令附則第3条第2項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成21年度における支払の回数で除して得た額とする。

附 則 (平成21年3月30日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日条例第20号)

(施行期日)

- 第1条** この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第2項の次に1項を加える改正規定、附則第3項の改正規定（同項を附則第4項とする部分に限る。）、附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分に限る。）、附則第5項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定、附則第6項及び第7項の改正規定、附則第8項の改正規定（同項を附則第10項とする部分に限る。）、附則第9項の改正規定、附則第10項の改正規定、附則第11項の改正規定並びに附則第12項の改正規定 平成22年1月1日
- (2) 附則第3項の改正規定（「第35条第1項」の次に「第35条の2第1項」を加える部分に限る。）、附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分を除く。） 平成22年4月1日
- (3) 附則第8項の改正規定（「事業所得」の次に「譲渡所得」を加える部分に限る。） 平成23年1月1日
（適用区分）

第2条 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条第4項及び第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（平成22年3月31日条例第16号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（平成22年度以降の各年度における国民健康保険税の賦課の特例）

第3条 当分の間、平成22年度以降の各年度における第25条の3第1項第4号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは「該当する者」とする。

附則（平成23年3月17日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（平成23年3月31日条例第14号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（平成24年3月14日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（平成24年3月31日条例第22号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月19日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（平成25年3月31日条例第16号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

附 則（平成25年9月17日条例第23号）

改正

平成27年3月31日条例第27号

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日条例第16号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第27号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年府中市条例第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年3月31日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月16日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

附 則（平成29年3月31日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月12日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月31日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月29日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月18日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月31日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第12号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年12月15日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月18日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月22日条例第10号）

（施行期日）

- 第 1 条** この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 第 2 条** この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月31日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

る。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 6 月 27 日 条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 12 月 19 日 条例第 36 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 18 日 条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 30 日 条例第 28 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 21 日 条例第 13 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正

平成14年12月25日規則第35号
平成20年3月31日規則第12号
平成21年4月30日規則第28号
平成31年4月1日規則第15号
令和6年11月29日規則第25号

府中市国民健康保険税条例施行規則

府中市国民健康保険税条例施行規則（昭和35年府中市規則第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 府中市国民健康保険税条例（昭和31年府中市条例第6号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（国民健康保険税納税通知書の様式）

第2条 条例第25条の規定による国民健康保険税の納税通知書は、第1号様式のとおりとする。

（国民健康保険税の減免申請書の様式）

第3条 条例第25条の3の規定による国民健康保険税の減免申請書は、第2号様式のとおりとする。

（国民健康保険税の減免）

第4条 条例第25条の3の規定による国民健康保険税の減免の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の府中市国民健康保険税条例施行規則の規定は、平成10年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成14年12月25日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月30日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた事務手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされた事務手続その他の行為とみなす。

附 則（令和6年11月29日規則第25号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（様式に係る経過措置）

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙で、現に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府中市国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険財政の健全な運営に役立てるため、府中市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計の毎会計年度において歳入歳出の決算上生じた剰余金のうちから、市長が定める額とする。

2 前項に定める額を積み立てるほか、市長が必要があると認めるときは、府中市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入し、又は保健事業に要する経費の財源に充てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当するときは、処分することができる。

- (1) 医療費の動向により財源が不足する場合に、その不足額をうめる財源に充てるとき。
- (2) 保健事業の財源に充てるとき。
- (3) 市長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。